

退職金規定

(適用範囲)

第1条 この規定は就業規則第37条に基づき職員の退職金について定めたものである。

ただし、勤続年数1年未満の者または日雇者もしくは臨時職員の者については、本規定を適用しない。

(業務都合による退職の場合の支給額)

第2条 職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に別表A欄の勤続年数に応じて定めた支給基準率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 死亡
2. 業務上の事由による傷病
3. やむを得ない業務上の都合による解雇
4. 定年

(自己都合による退職の場合の支給額)

第3条 職員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に別表B欄の勤続年数に応じて定めた支給基準率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 自己都合
2. 業務外の事由による傷病
3. 就業規則第44条第1号から第3号までの事由による解雇

(受給権者)

第4条 職員が死亡した場合の退職金は、死亡当時、その収入により生計を維持していた遺族に支給する。前項の遺族の範囲および支給順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めるところを準用する。

(勤続年数の算出)

第5条 勤続年数は採用された日から起算し、退職の日までとする。

勤続年数の1年未満の端数は月割とし、1ヶ月未満の端数は1ヶ月とする。

就業規則第33条第3号の outgoing による休職期間は、勤続年数に算入し、その他の休職期間は勤続年数に算入しない。

(金額の端数計算)

第6条 退職金の最終計算において、円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(退職金支給の制限)

第7条 次の者については退職金の全部または一部を支給しないことがある。

1. 就業規則第56条に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
2. 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

(支払時期)

第8条 退職金の支給は退職または解雇の日から30日以内にその全額を支払う。

(退職慰労金)

第9条 在職中に勤務成績が優秀であった者および事業の発展に著しく貢献した者に対しては慰労金を支給することがある。なお、その額については会長がその都度定める。

付 則

1. この取り扱いは昭和61年7月15日から実施する。
2. 平成14年4月1日一部改定

退職金支給基準率表

(別 表)

勤続年数	支給基準率		勤続年数	支給基準率	
	A	B		A	B
1	—	—	21	30.72	27.92
2	1.62	1.47	22	32.33	29.39
3	2.42	2.20	23	33.95	30.86
4	3.24	2.94	24	35.56	32.32
5	4.17	3.79	25	36.95	33.59
6	5.99	5.44	26	38.35	34.86
7	7.48	6.80	27	39.74	36.12
8	8.50	7.72	28	41.13	37.39
9	9.55	8.68	29	42.53	38.66
10	10.61	9.64	30	43.92	39.92
11	14.79	13.44	31	45.31	41.19
12	16.20	14.73	32	46.71	42.46
13	18.61	16.91	33	48.10	43.72
14	20.08	18.25	34	49.49	44.99
15	21.61	19.64	35	50.89	46.26
16	23.09	20.99	36	52.28	47.52
17	24.61	22.37	37	53.67	48.79
18	26.10	23.72	38	55.07	50.06
19	27.63	25.11	39	56.46	51.32
20	29.11	26.46	40	57.85	52.59

